

介護職員処遇改善特別支援事業委託業務企画提案競技実施要領

1 事業概要

(1) 委託業務名

介護職員処遇改善特別支援事業

(2) 事業目的

令和6年度報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という）に一本化され、加算率が引き上げられたところである。

本事業は、介護サービス事業所等に対し、専門家による個別相談等を通じて処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の処遇改善加算取得に向けた支援を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

① 研修等の実施

- ・処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明会を開催する。
- ・研修は集合研修及びオンライン（非リアルタイム動画配信を含む）の両方で実施する。

② 個別相談等の実施

- ・処遇改善加算を取得していないもしくは、既に下位の区分を取得している事業所に対し、処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の取得意向を確認する。
- ・処遇改善加算の取得の意向がある事業所等に社会保険労務士等の専門的な相談員を派遣し、処遇改善加算取得に必要な就業規則等の整備に係る個別の助言・指導及び各種書類の作成補助を行う。
- ・既に上位の加算区分を取得している事業所についても、処遇改善加算の適用となる要件を満たすための支援を行うものとする。
- ・処遇改善加算の取得の意向が確認できない事業所には、処遇改善加算を取得しない理由を確認し記録する。
- ・個別相談実施後に助言等を受けてどのような取組を行ったか、処遇改善加算の取得状況、賃金の推移等、支援の結果について確認し記録する。
- ・実施にあたっては、事業者の希望により個別訪問及びオンラインによる助言・指導を選択可能とする。

(4) 委託料の限度額

9,785,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

(5) 委託期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 参加資格要件

次のいずれの要件も満たしている者であること。

- (1) 処遇改善加算の制度についての内容を十分に理解し、介護事業者に対して説明会等の実施及び加算取得を促すためのノウハウを有していること。
- (2) 加算の内容によっては就業規則等の改正・整備等に向けた具体的提案を実施することが必要であるため、社会保険労務士等と連携を図ることができること。
- (3) 県内約320事業所（同一法人を含む。）に訪問可能であること。
- (4) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (5) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- (6) 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を受託目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (11) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないこと。
- (12) 個人住民税の特別徴収を実施していること（特別徴収の義務がないこと）。
- (13) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

3 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

4 スケジュール

- (1) 公告 : 令和7年7月中旬
- (2) 質問等の締切 : 令和7年7月18日（金）まで
- (3) 募集期間 : 令和7年7月25日（金）まで
- (4) 決定 : 令和7年8月中旬
- (5) 契約締結 : 令和7年8月下旬（予定）

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 応募申込書（様式第1号）
 - ② 企画提案書（様式第2号）
 - ③ 企画提案競技の参加に関する誓約書（様式第3号）
 - ④ 県税の納税証明書

※最寄りの県税・総務事務所で請求してください。

⑤ 特別徴収実施確認・開始誓約書

※様式は県ホームページに掲載しています。

※市町村の証明を受けたものを御提出ください。

⑥ 事業見積書（様式任意）

（２）提出部数 ①③④⑤⑥：各１部 ②：７部

（３）提出期限 令和７年７月２５日（金） 午後５時１５分【必着】

（４）受付時間 午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝日を除く。）

（５）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

※FAX又は電子メールでの提出は受け付けません。

（６）提出先 下記１１を参照

6 応募についての留意点等

（１）提出書類の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しないものとする。

（２）参加資格要件を満たさない者が提出した提出書類は無効とする。

（３）本提案に要する費用は提案者が負担すること。

（４）当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条例に違反したとき

（５）（４）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

7 選定の方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

8 質問等受付

企画提案協議に関する質問がある場合は、次により行うこと。

（１）受付期限 令和７年７月１８日（金）午後５時１５分【必着】

（２）質問方法 企画提案協議についての質問票（別紙１）を電子メール又はファックスにて提出（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）。

（３）提出先 下記１１を参照

（４）回答方法 質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案協議への応募申込書を提

出した全ての者に電子メールで送付する（質問者名は公表しない。）。

9 審査の結果通知

令和7年8月8日（金）までに、採択・不採択にかかわらず、書面で通知する。

10 契約についての留意点等

- （1）7の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な業務を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある）ものとし、協議の合意に至った場合には、本委託業務の契約手続きを行う。
- （2）受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- （3）契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。
- （4）委託業務の第三者への再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。
- （5）本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

11 書類提出及び問合せ先

- （1）住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- （2）担当 宮崎県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当
- （3）連絡先 電話番号 0985-26-7058
ファックス番号 0985-26-7344
メールアドレス kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp